

# 京都府京都市伏見区で発生した放火事件に係る被害者義援金募集要綱

令和元年 9 月 6 日 制定  
日本赤十字社京都府支部

## 1 趣旨

令和元年 7 月 18 日に京都府京都市伏見区で発生した放火事件により、多数の方々が生命または身体に危害を受け、放火事件の犠牲者数としては平成以降最悪という甚大な被害が生じている。事件が発生した京都府においては、未曾有の犯罪行為による被害者やご遺族の支援を目的とする義援金を一元的に受け入れ、被害の程度等に応じた公平かつ適正な配分を行うための義援金配分委員会が設置されたところである。

日本赤十字社京都府支部では、京都府が設置した義援金配分委員会が一元的に義援金を受け入れられるよう、専用口座を開設し、義援金の募集を行うものである。

## 2 義援金の名称

京都府京都市伏見区で発生した放火事件に係る被害者義援金

## 3 募集期間

令和元年 9 月 9 日（月）から令和元年 10 月 31 日（木）まで  
（状況に応じて、受付期間を変更する場合がある。）

## 4 義援金の振込窓口について

(1) 金融機関：京都銀行 本店営業部

口座番号：5 2 5 3 7 8 5

口座名義：日本赤十字社京都府支部 にほんせきじゅうじしゃきょうとふしぶ 支部長 しぶちょう 山田啓二 やまだけいじ

※ 京都銀行窓口、京都銀行 ATM、京銀ダイレクトバンキング、EB（データ転送を除く）を利用して振込した場合、手数料無料

※ 上記以外の金融機関からの振込は有料

(2) 金融機関：ゆうちょ銀行

口座記号番号：0 0 9 8 0 - 1 - 3 2 3 2 8 0

口座加入者名：日赤 にっせき 7. 1 8 ほうかじけんひがいしゃぎえんきん 放火事件被害者義援金

※ ゆうちょ銀行窓口での振込手数料は無料

※ ATM 及びゆうちょダイレクトを利用の場合、振込手数料は有料

## 5 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当する。

併せて、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当する。

## 6 受領証の発行

金融機関の振込時の利用明細書を受領証の代用とすることができる。この場合における税の申告手続きの際は、義援金専用口座への振り込みであることが確認できる書類（本募集要綱など）の添付などが必要となる。

なお、受領証の代用となる書類がない場合や半券等を紛失された場合などにおいて、寄附者が、義援金について税制上の優遇措置（所得税、法人税）を希望される場合、申し出により、後日受領証を発送する。

※ 受領証として代用できる利用明細書は、その明細書に①寄附者、②寄附した日、③寄附金額、④寄附先の口座番号（義援金専用口座番号）が明らかにされているものに限られる。

## 7 義援金の配分

日本赤十字社京都府支部に送金された義援金は、京都府が設置した義援金配分委員会において取りまとめを行い、義援金配分委員会で決定された配分基準に基づき、全額、事件の被害者またはご遺族に配分される。

## 8 現金受付窓口

日本赤十字社京都府支部

受付時間：年末年始祝日を除く月曜日から金曜日（9時～17時30分）

## 9 その他

上記記載の口座は、義援金のみを取り扱うこととする。

### 【問い合わせ先】

日本赤十字社京都府支部 組織振興課

〒605-0941 京都市東山区三十三間堂廻り町 644

TEL：075-541-9326 FAX 075-541-1361 E-mail share1@kyoto.jrc.or.jp